大阪駅周辺地域　都市再生安全確保計画

平成２５年４月１９日
大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会
（大阪駅周辺地域部会）

１．大阪駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1　都市再生安全確保計画の意義・目標

1-1-1　意義

・大阪駅周辺地域では、平成 21 年 7 月に「大阪駅周辺における大規模災害時帰宅困難者対策検討会」が設置され、「とどまる」「ともに働く」「無事に帰す」「地域で保護」の４つのコンセプトのもとで検討が行われ、平成 24 年 3 月に報告書がとりまとめられている。また、平成 23 年 8 月に「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」が設立され、同年 11 月に帰宅困難者対策訓練を実施するなどの活動を行っている。

とどまる：事業所における一斉帰宅の抑制、滞在のための備え、安否確認、情報提供等
ともに働く：災害時における協議会員の役割を明確に示したマニュアル作成等
無事に帰す：鉄道代替輸送の確保（バス、船舶）、徒歩帰宅支援（コンビニ、GS 等）、情報発信
地域で保護：一時滞留スペースの確保、水道水・トイレ・交通情報等の提供（鉄道駅、オフィスビル、商業施設、地下街・地下道、うめきた地区）

・本計画は、これらの取組みをより実効性の高いものとするため、大阪駅を中心に一定の広がりをもった帰宅困難者対策協議会の対象エリアのうち、特に人口・機能が集積した特定都市再生緊急整備地域を中心としたエリアを対象に、エリアマネジメント活動の一環として、災害に強い安全・安心なまちとしての付加価値を高め、国際競争力の強化につなげるため、率先して４つのコンセプトの具体化を図るものである。

1-1-2　目標

・一斉帰宅による駅や道路での混乱を抑制するため、各事業所等においては、建物内で待機するための飲料水や食糧の備蓄、建物の耐震化や家具類の転倒・落下防止等の環境整備、従業員や家族の安否確認手段の確保、建物内待機や帰宅のルールづくり等を行い、建物の防災計画や BCP(Business Continuity Plan)に位置づけることが必要である。
・本計画では、このような各事業所等における「とどまる」ための対策や BCP（自助）を前提として、自助力をさらに高め、拡大するとともに、それを「ともに働く」「地域で保護」するための対策（共助）の充実につなげることにより、自助・共助による「人的被害の抑制」「立地企業の事業継続の確保」「災害対応体制の整備」を目指す。

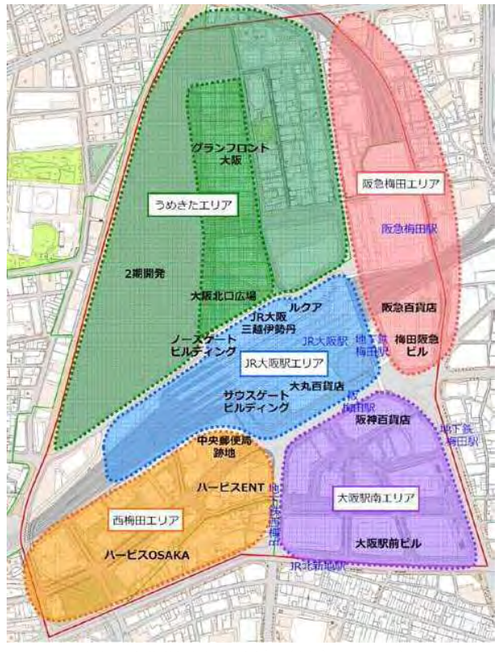

図　大阪駅周辺地域（対象エリア）

1-2　都市再生安全確保計画の作成および実施体制

・都市再生安全確保計画の作成は、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会（大阪駅周辺地域部会）が主体となって行う。計画の実施については、大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会及び民間企業等と連携しながら行う。

実施体制
＜作成主体＞
都市再生緊急整備協議会
（大阪駅周辺地域部会）
⟷ 連携
・大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会
・民間企業等

1-3　想定する被害シナリオ

1-3-1　想定する災害

シナリオ	（参考）
上町断層帯地震（直下型）	東南海・南海地震（海溝型）
・発生確率※　2～3%	・発生確率※　70%・60%
・震度６強～７	・震度５弱～６弱 ・長周期地震動
・ライフライン被害（北区） 停　電　率：100.0% ガス停止率：　80.5%（市域） 通信不通率：　27.0% 断　水　率：　83.5%（市域） 下水被害率：　－ %	・ライフライン被害（北区） 停　電　率：　1.5% ガス停止率：　0.0% 通信不通率：　0.0% 断　水　率：10.5%（市域） 下水被害率：　－ %

※発生確率：今後 30 年以内に発生する確率

・シナリオとして上町断層帯地震（直下型）を想定し、検討の前提としては、ライフライン・交通が全て途絶した状況で、帰宅困難者が少なくとも１晩留まる状況を想定する。
・なお、津波を含めた対策については、今年度に示される予定の南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を踏まえ、今後検討を行うこととする。

1-3-2　災害時に発生する事象と対策の方向性

1-3-2-1　一時退避スペース（敷地内の空地等）に係る検証

・新耐震基準の建物等のオフィス、ホテル、商業施設等の在館者が建物内に待機する場合、一時退避者は休日で約 48,000 人（平日で約 44,000 人）に抑制され、1 人/㎡（大阪市地域防災計画における一時避難所の滞在密度の基準）を満たす一時退避スペースが確保できる。
・一方で、商業施設の在館者が建物外に一時避難する場合には、一時退避者は休日で約 146,000 人（平日で約 84,000 人）にまで増加することになり、1 人/㎡の基準を満たすにはエリア全体として更に約 34,000 ㎡の一時退避スペースの確保が必要（歩道は一時退避スペースに含めない）となるため、建物管理者においては在館者を極力館内に留め、一時退避者数の抑制に努めるとともに、一時退避スペースに余裕のあるエリアへの円滑な誘導（退避誘導）が必要である。

1-3-2-2　一時滞在のための屋内空間に係る検証

・帰宅困難来訪者は休日で約 70,000 人（平日で約 41,000 人）となり、既存建物における屋内空間の一時滞在用としての提供、新たな開発に伴う退避施設の確保、エリア外縁の公的施設の活用などの対応を図る。（大阪府自然災害総合防災対策検討報告書の帰宅困難者割合を適用）

1-3-2-3　防災備蓄物資に係る検証

・建物管理者等へのアンケート調査結果によると、大半が従業員等用の備蓄は有している一方で、来訪者用の備蓄を有しているのは一部にとどまる。帰宅困難来訪者が 1 晩留まるためには休日で 70,000 食（平日で 41,000 食）の備蓄が必要となり、各建物管理者等による帰宅困難者用の備蓄に取り組むとともに、備蓄物資のエリア内融通やエリア内の食料品売場やコンビニ、飲食店等における食材・物資のストック活用等の対応についても検討が必要である。また、各企業による従業員等の滞在用の備蓄を更に進めることが必要である。